損失の処理に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失			294,779,486
当期総損失		294,779,486	
Ⅱ　損失処理額			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	294,779,486		294,779,486
Ⅲ　次期繰越欠損金			0

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成22年４月１日～平成23年３月31日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	23,803,324		
一般管理費	559,443		
財務費用	332,293		
臨時損失	10,013	24,705,074	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△　509,356		
入学料収益	△　66,805		
検定料収益	△　34,110		
附属病院収益	△ 16,560,265		
受託研究等収益	△　602,048		
受託事業等収益	△　15,185		
寄附金収益	△　506,655		
資産見返運営費交付金等戻入（授業料分）	△　8,240		
資産見返寄附金戻入	△　50,813		
財務収益	△　13,649		
雑益	△　97,559		
臨時利益	△　1,103	△ 18,465,794	
業務費用合計			6,239,279
Ⅱ　損益外減価償却相当額			384,748
Ⅲ　損益外利息費用相当額			6,240
Ⅳ　損益外除却差額相当額			151
Ⅴ　引当外賞与増加見積額			△　12,357
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			6,390
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	230		
政府出資の機会費用	204,317		204,547
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト			6,829,001

注　記　事　項

（重要な会計方針）

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成23年１月14日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成23年２月15日最終改訂）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特別運営費交付金」「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準或いは費用進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を採用している。なお、研究期間に定めがある受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としている。主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物　　６～50年
構築物　　８～60年
工具器具備品　４～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．引当金の計上基準

⑴　徴収不能引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

⑵　賞与引当金

運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、基準第85第２項に基づき当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

⑶　退職給付引当金

運営費交付金により財源措置がなされない教職員への退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額の100％を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の期末要支給額に基づく当期増加額を計上している。